平成10年8月1日制定 平成26年6月19日一部改正 平成27年3月27日一部改正 平成29年4月1日一部改正 平成30年5月15日一部改正 「上下水道局総務課〕

(定義)

- 第1条 この要領において「特殊健康診断」とは、次に掲げる健康診断で、当該各号に定める ものをいう。
 - (1) 有機溶剤等健康診断 有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号)に定めるもの をいう。
 - (2) 特定化学物質健康診断 特定化学物質障害予防規則 (昭和47年労働省令第39号) に定めるものをいう。
 - (3) 特定業務従事者の健康診断 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に定めるものをいう。

(対象者)

- 第2条 特殊健康診断の受診対象となる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げるとおり とする。
 - (1) 有機溶剤業務従事者
 - (2) 特定化学物質業務従事者
 - (3) 労働安全衛生規則第13条第1項第2号ルに定める業務に従事する者

第3条 第1条各号に掲げる特殊健康診断は、該当各号に定める省令等の規定に従い、別表に 定める検査項目を実施するものとする。

(実施方法)

(実施内容)

第4条 特殊健康診断は、郡山市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が医療機関 に委託し、年2回実施するものとする。

(受診方法)

第5条 対象者は、あらかじめ配付された問診票に問診事項を記入し、管理者が委託した医療 機関で受診する。

(結果報告)

- 第6条 医療機関は、健康診断の結果を総務課長に報告するものとする。
- 2 総務課長は、所属長を通じ、検査結果を受診者に通知する。

(事後管理)

- 第7条 総務課長は、検査結果を30年間保存しなければならない。
- 2 精密検査の対象者は、各自共済組合員証を使用し、医療機関で受診するものとする。
- 3 総務課長は、労働基準監督署長へ結果報告しなければならない。

(委託料)

- 第8条 委託料は、1人当たりの単価契約とする。
- 2 契約単価については、別に定める。

(規定外事項)

第9条 この要領に定めのない事項については、必要に応じてこれを定める。

附則

- この要領は、平成10年8月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成26年6月19日から施行する。 附 則
- この要領は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成29年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成30年5月15日から施行する。

別表(第3条関係)

No.	検査項目	使用試薬等
1	診察(問診、聴打診、血圧測定、皮膚所見、握力検査、	有機溶剤、特定化学物質、
	眼科検査、耳鼻科検査等)	硫酸、塩酸
2	肝機能検査	有機溶剤、特定化学物質、
	(γ-GTP、GOT、GPT、ALP)	硫酸、塩酸
3	脂質検査	硫酸、塩酸
	(LDLコレステロール、 HDLコレステロール、 血 清トリク゛リセライト゛)	
4	血糖検査(空腹時血糖)	硫酸、塩酸
5	血液検査(血色素量、赤血球数、ヘマトクリット)	有機溶剤、硫酸、塩酸
6	尿検査(尿糖)	硫酸、塩酸
7	尿検査(ウロビリノーゲン、潜血、蛋白定量及び定性	有機溶剤、特定化学物質、
	等)	硫酸、塩酸
8	尿沈渣鏡検査(染色)	特定化学物質
9	尿中のN-メチルホルムアミド	N・Nーシ゛メチルホルムアミト゛
10	尿中の二・五-ヘキサンジオン	ノルマルヘキサン
11	尿中の馬尿酸	トルエン
12	歯科検査	硫酸、塩酸
13	聴力検査	硫酸、塩酸
14	心電図検査	硫酸、塩酸